

Ⅲ 別表

1 非課税対象施設一覧表 [法701の34]

「○」…非課税適用

「―」…非課税不適用 を示しています。

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
1	―	国及び非課税独立行政法人 法人税法第2条第5号に規定する公共法人（法人税法別表第1に掲げる法人）	○	○
2	―	法人税法第2条第6号に規定する公益法人等（法人税法別表第2に掲げる法人、P15参照。防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合、認可地縁団体、法人である政党等並びに特定非営利活動法人を含む。）又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○
3	3	博物館法第2条第1項に規定する博物館 図書館法第2条第1項に規定する図書館 学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	○	○
3	4	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場（物価統制令の規定に基づき県知事が入浴料金を定める公衆浴場に限る。） ※熱気浴場、蒸気浴場など特殊な公衆浴場は非課税に該当しません。	○	○
3	5	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○
3	6	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○
3	7	水道法第3条第8項に規定する水道施設（水道のための取水施設、貯水施設、浄水施設等であって、水道事業者、水道用水供給事業者等の管理に属するもの）	○	○
3	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項等の規定による許可、認定又は市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
3	9	医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院（医療法人が開設したものに限る） 医療関係者の養成所（看護師、准看護師、歯科衛生士等）	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
3	10	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設 ・救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	○	○
3	10の2	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○
3	10の3	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 ・助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所等	○	○
3	10の4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定子ども園	○	○
3	10の5	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設 ・老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム等	○	○
3	10の6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○
3	10の7	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設 ・障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業等の用に供する施設	○	○
3	10の8	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設（地域包括支援センターなど）	○	○
3	10の9	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○
3	11	農業、林業又は漁業を営む者が直接生産の用に供する施設 ・農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
3	12	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合及び森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で次に掲げるもの (ア) 生産の用に供する施設 (イ) 国の補助金若しくは交付金の交付、又は株式会社日本政策金融公庫の資金、農業近代化資金等の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供するもの (ウ) 農林水産業者の研修のための施設 (エ) 農林水産業の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設	○	○
3	14	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する次に掲げる施設 (ア) 株式会社日本政策金融公庫法に規定する付設集団売場又は卸売若しくは仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センター (イ) 卸売市場法の規定により指定された場所（一時的に指定されたものを除く。）において生鮮食料品等を保管する施設	○	○
3	16	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する発電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で次に掲げるもの (ア) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物 ・発電、変電、送電もしくは電気の使用のために設置する機械、 器具、ダム、水路、貯水池、電線路等その他の工作物 (イ) (ア)の施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設	○	○
3	17	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で次に掲げるもの (ア) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
		・ ガス供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管及び受電設備その他の工作物並びにこれらの附属設備 (イ) (ア)の施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設		
3	18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業の趣旨に沿って利用して行う事業の用に供するもの	○	○
3	19	次に掲げる施設 (ア) 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が、市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設 (イ) 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設	○	○
3	20	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所・発電施設以外のもの	○	○
3	21	次に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業等を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設 (ア) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。） (イ) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
		(㇔) 貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの (㇕) 貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（貨物の集貨又は配達を、自動車を使用して行う事業に係る部分に限る。）		
3	22	自動車ターミナル法第2条第6項に規定する次に掲げる施設のうち事務所以外の施設 (㇖) バスターミナル（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。） (㇗) トラックターミナル（一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。）	○	○
3	23	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち国際路線に係るもの	○	○
3	24	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して、電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話、自動車電話等を除く。）を営む者が当該事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設、研修施設以外の施設	○	○
3	25	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○
3	25の2	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
3	26	勤労者の福利厚生施設 福利厚生施設とは、一般的には、保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館、売店、喫茶店、娯楽室など事業主等が従業者等の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます。 更衣室、休憩室、仮眠室、浴場、喫煙室、宿泊室等については、当該施設が業務用施設と認められない場合のみ福利厚生施設として取り扱います（就業規則等で制服着用が義務付けられている場合の更衣室、工場等の現業部門に限定して設けられている浴場等は業務用施設となります。） 研修所、トイレ、物置、車庫、湯沸室は事業用施設となります。 社宅、寮、寄宿舍は事業所税の対象とはなりません。 廊下等の一角にある清涼飲料用自動販売機等の占有面積は、福利厚生施設である非課税施設に該当しません。	○	○
3	27	路外駐車場（駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で次に掲げるもの） (ア) 都市計画において定められたもの (イ) 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの (ウ) 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの ※ 認定基準は、次の施設から概ね200m以内に設置され、不特定多数の者の利用に供されているもの ・ 駅等の交通施設、図書館等の文化施設、市役所等の公的施設 ・ 商店街、大型店舗 ・ 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学、その他公益上必要な施設 次に掲げる部分は、路外駐車場に該当しないため課税対象として取り扱います。 駐車場の駐車部分を月極貸し（賃貸借契約など）する場合の当該駐車部分（専用部分）及び共用部分（※按分される共用部分の面積を合せて事業所床面積として申告する必要があります。）	○	○
3	28	都市計画に定められた自転車等駐車場 原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画法第	○	○

項	号	施 設 等	資産割	従業者割
		11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの		
3	29	高速道路事業用施設 各高速道路株式会社が高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○
4	—	消防用設備等・特殊消防用設備等・防災設備等※ 消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入するものとして、令第56条の43第1項で定める防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）に設置される消防用設備等や特殊消防用設備等及び防災用設備等 <u>【注意】非課税の対象となるのは、次の①、②の両方を満たす場合のみです。</u> ①【表1】に掲げる特定防火対象物であること ②【表2】に掲げる消防用設備等及び防災用設備等であること 消防用設備等及び防災用設備等が設置されていても、 <u>当該事業所用家屋が表1に掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税規定の適用はありませんのでご注意ください。</u>	○	—
5	—	港湾運送事業用施設 港湾運送事業法の規定による港湾運送事業者が、その本来の事業の用に供する施設で労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○

※消防用設備等・特殊消防用設備等・防災設備等について

【表 1 特定防火対象物】（消防法施行令別表第一から抜粋）

項	特定防火対象物
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに1項イ、4項、5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病棟を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療所名中に特定診療科名（(1)(i)と同じ）を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な

要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2) 救護施設

(3) 乳児院

(4) 障害児入所施設

(5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害者支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)

ハ 次に掲げる防火対象物

(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2) 更生施設

(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)

(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

	ニ 幼稚園又は特別支援学校
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	建築物の地階(16の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

【表2 消防用設備等及び防災用設備等に係る非課税施設】

表1で指定されている特定防火対象物(事業用建物)に、表2で指定されている消防用設備等を床面に設置した場合及び特定防火対象物内に防火用設備等(施設)に該当する部分がある場合に限り、非課税が適用されます。

(注) 消防、防災用設備等であっても、次に掲げる場合は非課税の対象となりません。

- ・設置床面積がない場合(例：スプリンクラー設備の場合、建物内の天井にスプリンクラーヘッドを設置した部分の下の床部分は、非課税ではありません。非課税となるのは、スプリンクラー専用の貯水槽などを特定防火対象物内の床に設置した場合に、当該設置部分の床面積に非課税が適用されます。)
- ・家屋の床面積に含まれない部分や床面積の全部が非課税となる部分に設置されている場合

(注) 消防用設備等については、消防法第17条第1項の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の適用があるもの。

(注) 防災用設備等の5～14にあつては、建築基準法等の規定に適合するもの又は建築基準法第3条第2項等の適用がある建築物に設置されているものに限ります。

(注) 消防法又は建築基準法施行前の建築物等については、従前の規定に適合すればよいものです。

区分		非課税対象となる施設又は設備		非課税割合	
				全部	1/2
消防用設備等	1	消火設備	水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具、設備 ・消火器及び簡易消火用具(水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩)、屋内消火栓設備、ハロゲン化物消火設備、スプリンクラー設備、粉末消火設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、泡消火設備、動力消防ポンプ設備、不活性ガス消火設備	○	
		警報設備	火災の発生を報知する機械器具又は設備 ・自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器	○	

		・消防機関へ通報する火災報知設備 ・警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）		
	避難設備	火災発生時に避難するために用いる機械器具又は設備 ・すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、その他の避難器具 ・誘導灯及び誘導標識	○	
2	消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水	○	
3	消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常用コンセント設備及び無線通信補助設備	○	
4	非常電源	上記1～3に附置される非常電源	○	
防災用設備等	5	階段のうち、建築基準法施行令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段	○	
	6	排煙設備（予備電源を含む）	○	
	7	非常用の照明装置（予備電源を含む）	○	
	8	非常用の進入口（バルコニーを含む）	○	
	9	廊下		○
	10	階段（避難階又は地上へ通ずる直通階段（避難階段及び特別避難階段を除くものとし、傾斜路を含む。）に限る。）※避難階とは直接地上へ通ずる出入口のある階をいい、通常1階をいいます。		○
	11	避難階における屋外への出入口		○
	12	次の設備又は装置を設置している中央管理室（消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は除く） - ア 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 - イ 非常用エレベーターの籠を呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターの籠内と連絡する電話装置		○
	13	主要構造部を準耐火構造とし、かつ地階又は3階以上の階に居室を有する堅穴部分のうち準耐火構造の床、壁等で区画されている次の部分（上記5～12、14に掲げる施設又は設備に係るものを除く） - ア 吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分 - イ その他これらに類する部分（縦方向に空間が連続する部分）		○

14	非常用エレベーター（予備電源を含む）		○
15	春日井市火災予防条例に規定する避難通路（表3に掲げるものに限る）	スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの	○
		上段以外のもの	○
16	春日井市火災予防条例に規定する喫煙所		○
17	条例又は消防長若しくは消防署長や建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの		○

※ 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいいます。

【表3 春日井市火災予防条例に規定する避難通路】

劇場等の避難通路	ア 横に並んだいす席の基準席数（最大20席）以下ごとにその両側に幅80cm以上の縦通路（当該基準席数の2分の1以下の席数ごとに縦通路を保有する場合、幅60cm以上の片側通路とすることができる） イ 縦に並んだいす席20席以下ごと及び客席部分の最前部に幅1m以上の横通路 ウ ます席を設ける客席の部分は、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40cm以上の縦通路 ※ 以上の通路は避難口に直通のこと						
キャバレー等及び飲食店の避難通路	客席の床面積が150㎡以上の階の客席には、有効幅員1.6m（飲食店にあつては1.2m）以上の避難通路を客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。						
百貨店等の避難通路	ア 百貨店等（※1）の階のうち当該階における売場又は展示場には、下欄の区分に掲げる幅員以上の主要避難通路（※2）を1以上保有しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>売場又は展示場の床面積</th><th>主要避難通路の幅員</th></tr> <tr> <td>150㎡以上300㎡未満</td><td>1.2m</td></tr> <tr> <td>300㎡以上</td><td>1.6m</td></tr> </table> イ 売場（※4）又は展示場の床面積が600㎡以上の場合には上記の主要避難通路のほか、有効幅員1.2m以上の補助避難通路（※3）を保有しなければならない。 ※1 百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいいます。 ※2 主要避難通路とは、売場又は展示場内に幹線的に設ける通路で避難口に通じる避難誘導灯下にある通路をいいます。	売場又は展示場の床面積	主要避難通路の幅員	150㎡以上300㎡未満	1.2m	300㎡以上	1.6m
売場又は展示場の床面積	主要避難通路の幅員						
150㎡以上300㎡未満	1.2m						
300㎡以上	1.6m						

	※3 補助避難通路とは、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じる避難誘導灯下にある通路をいいます。 ※4 売場とは、事務室、便所、倉庫、荷作り場、食堂部分等を除いた、客の出入りする商品の陳列販売部分をいいます。
--	--

具体例

福利厚生施設の範囲

【問1】福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか。

社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪店、仮眠室、喫煙室

【答】

- (1) 社員寮及び社宅は人の住居の用に供するものであるもので課税の対象とはなりません。
- (2) 体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪店は、一般的には事業活動を遂行するために設けられる施設とは考えられず、福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- (3) 更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設（業務用施設）と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、本来の事業の性質、施設の利用の実態等を勘案して判定すべきものであり、したがって、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。
- (4) 研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

更衣室、浴場等の業務用施設の判定

【問2】勤労者のための福利厚生施設のうち、更衣室、浴場については、業務用施設と認められるもの以外は非課税として取り扱うが、業務用施設か否かの判定の基準はどこにおくのですか。

【答】業務用施設として設置されているかどうかは、あくまでも当該施設の利用形態の実態等によって判断しますが、一般的にデパート及び銀行等において、就業規則等でユニホームの着用が義務付けられている女子更衣室や鉄工業等における現業部門に限定して設けられている浴場等は業務に係る施設として取り扱うべきものです。

工場内の消防用設備等

【問3】工場内に設置されている消防用設備等は非課税となりますか。

【答】事業所税においては、百貨店、旅館その他の特定防火対象物で不特定多数の者が出入りするものに設置される消防用設備等で一定のものについては非課税とされています。工場は特定防火対象物（P8～）に

該当しないため、非課税規定の適用はありません。

壁等に埋め込まれた消防用設備等

【問4】壁等に埋め込まれ又は取り付けられている消防用設備等の機器（消火栓箱、操作機器の格納箱、避難器具等）に係る床面積及びこれらの機器の操作面積については、どのように取り扱えばいいですか。また、消火器等移動性消火用具に係る床面積についてはどうですか。

【答】壁等に埋め込まれ又は取り付けられている消防用設備等の機器に係る床面積はなく、したがって、非課税の対象となる事業所床面積はありません。

なお、これらの機器の操作面積については、消防署長等の命令により、当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、当該部分が有効に確保されていると認められる場合に限り、当該操作面積が非課税の対象となります。また、移動性消火用具については、その設置箇所が消防法施行規則に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場合に限り、その占有床面積は非課税となります。

〈法人税法別表第1 公共法人の表〉

沖縄振興開発金融公庫	地方公共団体	土地改良区
株式会社国際協力銀行	地方公共団体金融機構	土地改良区連合
株式会社日本政策金融公庫	地方公共団体情報システム機構	土地区画整理組合
港務局	地方住宅供給公社	日本下水道事業団
国立健康危機管理研究機構	地方税共同機構	日本司法支援センター
国立大学法人	地方道路公社	日本中央競馬会
社会保険診療報酬支払基金	地方独立行政法人	日本年金機構
水害予防組合	独立行政法人 (※)	日本放送協会
水害予防組合連合	土地開発公社	福島国際研究教育機構
大学共同利用機関法人		

※ その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。

〈法人税法別表第2 公益法人等の表〉

委託者保護基金	社会福祉法人	中央労働災害防止協会
一般財団法人 (※1)	社会保険労務士会	中小企業団体中央会
一般社団法人 (※1)	宗教法人	投資者保護基金
医療法人 (※2)	住宅街区整備組合	独立行政法人 (※6)
外国人技能実習機構	酒造組合	土地改良事業団体連合会
貸金業協会	酒造組合中央会	土地家屋調査士会
学校法人 (※3)	酒造組合連合会	都道府県職業能力開発協会
企業年金基金	酒販組合	日本行政書士会連合会
企業年金連合会	酒販組合中央会	日本勤労者住宅協会
危険物保安技術協会	酒販組合連合会	日本公認会計士協会
行政書士会	商工会	日本司法書士会連合会
漁業共済組合	商工会議所	日本商工会議所
漁業共済組合連合会	商工会連合会	日本消防検定協会
漁業信用基金協会	商工組合 (※4)	日本私立学校振興・共済事業団
漁船保険組合	商工組合連合会 (※4)	日本税理士会連合会
勤労者財産形成基金	使用済燃料再処理・廃炉推進機構	日本赤十字社
軽自動車検査協会	商品先物取引協会	日本電気計器検定所
健康保険組合	消防団員等公務災害補償等共済基金	日本土地家屋調査士会連合会
健康保険組合連合会	職員団体等 (※5)	日本弁護士連合会
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	職業訓練法人	日本弁理士会
原子力発電環境整備機構	信用保証協会	日本水先人会連合会
高圧ガス保安協会	生活衛生同業組合 (※4)	認可金融商品取引業協会
広域的運営推進機関	生活衛生同業組合連合会 (※4)	農業共済組合
広域臨海環境整備センター	税理士会	農業共済組合連合会
公益財団法人	石炭鉱業年金基金	農業協同組合連合会 (※7)
公益社団法人	船員災害防止協会	農業信用基金協会
更生保護法人	全国健康保険協会	農水産業協同組合貯金保険機構
小型船舶検査機構	全国市町村職員共済組合連合会	負債整理組合

国家公務員共済組合	全国社会保険労務士会連合会	弁護士会
国家公務員共済組合連合会	損害保険料率算出団体	保険契約者保護機構
国民健康保険組合	脱炭素成長型経済構造移行推進機	水先人会
国民健康保険団体連合会	構	輸出組合（※4）
国民年金基金	地方競馬全国協会	輸入組合（※4）
国民年金基金連合会	地方公務員共済組合	預金保険機構
市街地再開発組合	地方公務員共済組合連合会	労働組合（※5）
自動車安全運転センター	地方公務員災害補償基金	労働災害防止協会
司法書士会	中央職業能力開発協会	労働者協同組合（※8）

- ※1 非営利型法人に該当するものに限る。
 ※2 医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人に限る。
 ※3 私立学校法第152条第5項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。
 ※4 組合員又は会員に出資をさせないものに限る。
 ※5 法人であるものに限る。
 ※6 法人税法別表第1に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
 ※7 医療法第31条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
 ※8 労働者協同組合法第94条の3第2号（認定の基準）に規定する特定労働者協同組合に限る。

〈法人税法別表第3 協同組合等の表〉

共済水産業協同組合連合会	森林組合	内航毎重組合連合会
漁業協同組合	森林組合連合会	農業協同組合
漁業協同組合連合会	水産加工業協同組合	農業協同組合連合会（※11）
漁業生産組合（※9）	水産加工業協同組合連合会	農事組合法人（※12）
商工組合（※10）	生活衛生同業組合（※10）	農林中央金庫
商工組合連合会（※10）	生活衛生同業組合連合会（※10）	輸出組合（※10）
商店街振興組合	生活衛生同業小組合	輸出水産業組合
商店街振興組合連合会	生産森林組合（※9）	輸入組合（※10）
消費生活協同組合	船主相互保険組合	労働金庫
消費生活協同組合連合会	たばこ耕作組合	労働金庫連合会
信用金庫	中小企業等協同組合（企業組合を除く）	労働者協同組合連合会
信用金庫連合会	内航毎重組合	

- ※9 当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。
 ※10 組合員又は会員に出資をさせるものに限る。
 ※11 法人税法別表第2の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。
 ※12 農業協同組合法第72条の10第1項第2号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。

〈特定農業協同組合連合会の取扱い〉

特定農業協同組合連合会（農業協同組合法の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第12条に規定する存続都道府県中央会から組織変更をした農業協同組合連合会であって、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものをいう。）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなし、収益事業以外の事業は非課税となります。ただし、法人税法第2条第7号の協同組合等には該当しないとみなされるため、課税標準の特例は適用されません。